

資料4

## 岩手県医療局例規集データベース構築及び運用支援業務

### 企画提案審査要領

令和3年7月

岩手県医療局

この「企画提案審査要領」（以下「審査要領」という。）は、岩手県医療局（以下「医療局」という。）が実施する「岩手県医療局例規集データベース構築及び運用支援業務」（以下「本業務」という。）に係る受託候補者を選定するために行う企画提案の審査について、必要な事項を定めるものである。

## 1 審査機関

- (1) 本業務に係る企画提案の審査は、企画提案審査委員会（以下「委員会」という。）において実施するものとする。
- (2) 委員会は、企画コンペ参加者（以下「参加者」という。）から提出された企画提案書等について、別途定める審査基準に基づき、審査を行うものとする。

## 2 審査方法

- (1) 審査は、参加者から提出された企画提案書等及び参加者による委員会の場でのプレゼンテーションに基づいて行う。
- (2) 委員会の委員は、企画提案書等及びプレゼンテーションについて、「3 審査項目及び配点」に基づき、個別の審査項目ごとに評価を行い、審査票に評点を記入するものとする。
- (3) 上記(2)の評点を集計し、委員会として合計した総得点により順位付けを行うものとする。  
なお、総得点が同点の場合には、高い順位の票を多く得た者を上位者とし、高い順位の票が同数の場合には、委員会において合意の上、順位を決定するものとする。
- (4) 参加者が1者のみの場合でも、委員会において、企画提案書等及びプレゼンテーションに基づく審査を実施し、本業務を実施するにふさわしいか否かを評価するものとする。
- (5) 受託候補者の選定は、原則として審査項目「1 企画・構成」、「2 業務遂行能力関係」について、それぞれの総得点が満点の7割以上とし、審査委員会の議論を経て決定する。  
なお、業務内容の確認を要するものにあつては、その内容を確認した後に選定する場合がある。

### 3 審査項目及び配点

配点は 100 点満点とし、審査項目ごとの配点は次のとおりとする。

審査項目	審査の観点	配点
1 企画・構成		<b>【75】</b>
①基本事項	・業務目的を理解し、的確な提案となっているか。	10
②企画提案の内容	・医療局職員が求める十分な機能性を備えているか、分かりやすく整理されたレイアウトとなっているか。	30
	・システムに障害が発生した際等のバックアップ体制は妥当なものであるか。	10
	・データ更新の頻度は妥当なものであるか。	5
	・事業効果を高める独自の提案・工夫がなされているか。	20
2 業務遂行能力関係		<b>【25】</b>
①業務遂行能力	・提案内容を確実に履行できる組織体制であるか、良好な業務実績を有しているか	10
②スケジュール	・実施スケジュールは妥当なものと認められるか。	5
③積算内訳	・積算内訳や単価等は妥当であり、業務内容と整合性が図られているか。(ランニングコストを含む。)	10
<b>合 計</b>		100

#### 【採点基準】

	非常に優れている	優れている	妥当である	やや劣る	劣る・記載なし
5点の項目	5点	4点	3点	2点	1点
10点の項目	10点	8点	6点	4点	2点
20点の項目	20点	16点	12点	8点	4点
30点の項目	30点	24点	18点	12点	6点